

2015 年 月 日

※青字は注意書きにつき、書類提出時には削除してください。

※2 ページ目も必ず印刷して提出ください。

2015 年度中小企業海外展開支援事業

～基礎調査～

企画競争申込書

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 殿

住 所

法 人 名

印

代表者名

印

※共同企業体として応募する場合は構成員全ての法人名、代表者名を列記すること

「2015 年度中小企業海外展開支援事業～基礎調査～」に関し、企画競争への参加を申し込みます。

また、下記（次葉）の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

記

1. 次のいずれかに該当する企業、又は団体であること。

（1）中小企業基本法第二条、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第 2 項に基づく日本登記法人の中小企業で、2015 年 10 月 6 日時点で会社設立後 1 年以上経過していること。

（2）中小企業団体の組織に関する法律に定める中小企業団体の一部（事業協同組合、

事業協同小組合、企業組合、協業組合、及び商工組合）（以下、「中小企業団体」）で、2015 年 10 月 6 日時点で団体設立後 1 年以上経過していること。かつ、業務主任者の所属先が中小企業基本法に基づく日本登記法人の中小企業であること。

2. 1. (1) の中小企業、又は 1. (2) の業務主任者の所属先の中小企業は、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）ではないこと。

- (1) 発行済株式の総数または出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数または出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

3. 1 (1) の中小企業、又は 1. (2) の業務主任者所属の中小企業は、次のいずれかに該当する企業でないこと。

- (1) 会社法上の外国会社
- (2) 発行済株式の総数または出資金総額の 2 分の 1 以上を同一の外国会社が所有している企業
- (3) 外国会社の役員、又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている企業

4. 提案事業実施期間中に上記 1. から 2. の要件を満たさなくなる見込みがないこと。

5. 独立行政法人国際協力機構の定める一般契約事務取扱細則第 4 条の規定に該当しない者であり、同機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

6. 以下の「契約相手方として不適当なもの等」に該当しないこと。また、将来にわたっても該当しないこと。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- (イ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、邦人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- (ロ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供

与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (二) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (イ) 暴力的な要求行為を行う者
 - (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ハ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (ニ) 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - (ホ) その他前各号に準ずる行為を行う者

以 上